



町では、町民が明るく健康で生きいきとした生活が送れるように、様々な福祉サービスを行っています。今回は、介護手当支給事業と介護者交流事業についてお知らせします。

介護手当支給事業

在宅の寝たきり高齢者や重度の痴呆高齢者等を、長期にわたり介護している方に対して、その労をねぎらう意味から、月額5,000円を支給し福祉の増進を図ります。

どんな方が対象になりますか？

在宅で、65歳以上の高齢者、または痴呆高齢者等を3ヶ月以上介護している家族等を対象に支給されます。

問い合わせは、どこにすればいいのですか？

町在宅介護支援センター ☎53-1008
または町社会福祉協議会 ☎31-5030へお問い合わせください。

介護者交流事業

在宅で高齢者等を介護している家族等に対して、介護から一時的に開放し、日帰り研修、施設視察など介護者相互の交流会等を通じ、身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

どんな方が対象になりますか？

在宅で寝たきり高齢者等を介護している家族等を対象にします。

どんなサービスを受けられるのですか？

日頃の介護を一時的に開放し、日帰り研修・施設視察等、介護者間の交流を深めていただきます。

負担金はいくらですか？

負担金は無料です。

問い合わせは、どこにすればいいのですか？

町在宅介護支援センター ☎53-1008
または鶴田町社会福祉協議会 ☎31-5030へお問い合わせください。

14年10月1日から 医療費制度が変わります！！

～あなたの負担はどう変わる？！～

3才未満の乳幼児の医療費の負担が2割になります。

高額療養費の自己負担限度額が変わります。(70歳未満の方)

高額療養費の自己負担限度額

医療費の負担が下表の限度額を超えたとき、申請により、超えた分の払い戻しが受けられます。(町担当窓口申請してください。)(月額)

住民税課税世帯	上位所得者	139,800円 さらに、実際にかかった医療費が699,000円を超えた場合には、超えた分の1%の額を加えます。
	上位所得者以外の人(一般)	72,300円 さらに、実際にかかった医療費が361,500円を超えた場合には、超えた分の1%の額を加えます。
住民税非課税世帯等の人		35,400円

上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額等が670万円を超える世帯の人をいいます。

10月1日より老人保健制度の対象となる年齢が、70歳から75歳に変わります。

国民健康保険制度

昭和7年10月1日以降に生まれた人
(平成14年10月1日以降に70歳になる人)

国保で医療を受けます。
(退職者医療制度も含む)
必要なもの
国民健康保険高齢受給者証、保険証
(各加入保険から交付されます)

老人保健制度

昭和7年9月30日以前に生まれた人
(平成14年10月1日より前に70歳になっている人)

老人保健で医療を受けます。
必要なもの
新しい医療受給者証(以前のものは使えません)、保険証、健康手帳

70歳以上の高齢者の医療費の負担が1割または2割になります。
(70歳以上の医療費の負担額は国保、老人保健とも同じです。)

問い合わせ 役場住民課保険衛生係 ☎59-3111